

令和5年3月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年3月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1番	玉 造 一 雄	3番	山 中 悦 朗
5番	宮 本 清 美	6番	坂 本 正 行
7番	鈴 木 茂	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	19番	國府田 代治郎
20番	吉 川 弘		

欠席委員（2名）

2番	安 藤 和 利	8番	池 田 勇
----	---------	----	-------

事務局職員（3名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
主 幹	大 川 泰 裕		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業（所有権の移転）について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について
議案第6号 現況確認証明願（非農地証明）について

- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について
報告第4号 制限除外の農地の移動届について
報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について
報告第6号 神栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時30分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年3月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、2番安藤和利委員、8番池田勇委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に9番境政一委員、10大塚徹委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、世代交代のため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター4台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は松と千両です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。先日、譲受人より連絡がありまして、世代交代するため贈与による所有権の移転でございます。担当委員としては、特に問題ないかと思えます。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望により申請地を売買にて取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、耕運機1台、軽トラック1台で、農作業に従事する日数は年間180日、耕作計画は米とサツマイモです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、譲受人の代理人から電話を頂き現地確認しました。この農地は、10年以上前に水田として利用されていましたが、長期間荒廃農地であったため、畑仕事が好きな譲受人がこの土地で荒れないように畑作農地を作るということでもあります。担当委員としては何ら問題ないと思えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望により申請地を売買にて取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機4台で、農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画は水稻、小松菜等です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。3月9日に申請代理人から連絡を頂き、現地と双方の意思確認をしてまいりました。内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては特に問題ないと思います。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は建売住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。3月8日に申請代理人から連絡を頂き、3月10日に現地を確認してまいりました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないと判断します。更なる委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。3月15日に申請代理人と現地で確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりで、担当委員としては特に問題ないかと思いますが、更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による
許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書
記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売
買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 この件については、担当委員が私ですので、隣接委員の鈴木委員に説明
をお願いします。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。隣接委員として申請人と現地で会いました。昔は
ビニールハウスが建ってましたが、ここ10年ぐらいは耕作していないと
のことでした。申請内容は事務局の説明のとおりで、特に問題ないかと思
います。皆様の更なる審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更
の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする議案第3号-1の借借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。本件について現地で申請者と会いまして話を聞きました。内容は事務局の説明のとおりで、本件については問題ないと思いますが、皆様の更なる審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする議案第3号-2の借借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。先日、賃借人から連絡がありまして現地を確認してまいりました。砂利採取の期間延長ということで、担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（所有権の移転）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（所有権の移転）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、この規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強化促進事業によるものです。今回の集積計画は、1名に対しての所有権の移転であり、その他、所有権移転農用地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、この規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強化促進事業によるものでございます。今回の集積計画は、4名に対しての利用権設定となっており、その他、利用権設定農用地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第6号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は3月22日水曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、間山委員、事務局2名と私の6名で行ない、担当地区委員は私でございます。番号1及び番号2の大野原地内の農地は、隣接地でございまして、状況は整地されており、耕作可能な状態でしたので農地と判定いたしました。調査結果は以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号5の調査にあたっては、現地調査は3月22日水曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、事務局2名と私の5名で行ない、担当地区委員の高橋委員、國府田委員は現地にて合流しました。担当委員の原委員、安藤委員は当日都合が悪いということで、代わりに間山委員が確認しております。最初に、法務局照会番号1知手地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号2波崎地内の農地の状況は、竹藪や雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3矢田部地内の農地の状況は、すでに建物が建っており非農地と判定いたしました。次に、番号4奥野谷地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5矢田部地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、制限除外の農地の移動届について、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申について、報告第6号、神栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年2月24日に届出があった為受理しております。次に、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案

書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年3月10日に届出があった為受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年2月28日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年2月28日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年3月2日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号制限除外の農地の移動届について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1項第1号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年2月22日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第14号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年3月6日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出につきましても、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第14号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年3月6日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年3月10日届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。続きまして報

告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年2月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による一時転用許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年3月16日の第84回農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。続きまして報告第6号、神栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について事務局よりご説明いたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに改定を行うこととなっており、令和4年8月22日の定例総会において当該指針について改定を行ったところでございます。このような中、昨年末に農林水産省経営局農地政策課から通知があり、その内容といたしましては、現状の指針内容について、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法を反映させ、令和4年度末までに現状の指針を修正するよう指示がありました。このため、今回、議案書のとおり指針を改定し報告するものであります。改定にかかる概要といたしましては、現状の指針における遊休農地の発生防止・具体的な推進方法、担い手への農地利用の推進・集約化などの関連事項について、より具体的な考え方や取組手法が、今回、全国農業会議所から示されたため、そういった部分を新しい指針に反映させた内容となっております。なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年3月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時06分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人